

神奈川県公用車グリーン調達基本方針

平成 13 年 12 月 7 日作成

平成 22 年 3 月 5 日改正

平成 31 年 3 月 25 日改正

令和 4 年 6 月 6 日改正

1 趣旨

この基本方針は、「神奈川県グリーン購入基本方針」の個別方針として公用車の調達における環境負荷の低減のために必要な事項を定めるものとする。

2 対象

この方針の対象とする自動車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。（特種用途自動車及び二輪車を除く。）

3 基本的な考え方

自動車の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を満たすことを基本としつつ、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）」の趣旨に配慮し、より環境性能に優れた自動車を調達するものとする。

4 調達基準

- (1) 電気自動車、燃料電池自動車又はプラグインハイブリッド自動車を優先して調達する。業務上必要な仕様を満たす自動車の中に上記の自動車が無い場合は、ハイブリッド自動車を調達する。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、九都県市指定低公害車であること。
- (2) 業務上必要な仕様を満たす自動車が（1）に定める区分の中に無い場合は、九都県市指定低公害車の中から、より高い環境性能を有する自動車を調達する。
- (3) 業務上必要な仕様を満たす自動車が（1）及び（2）に定める区分の中に無い場合は、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」に定められた最新の排出ガス規制に適合する自動車から、より高い環境性能を有する自動車を調達する。
- (4) 調達優先順位については、別表 1 及び 2 に定めるところによる。

5 留意事項

自動車を更新しようとする際は、事業内容をよく精査してその必要性から検討する。その上で自動車を更新することとした場合には、サイズの小型化を図ったり、先端の環境技術を導入した機種を選択するなどして、更新前の自動車より、排出ガス性能、燃費性能、エアコンディショナー冷媒の地球温暖化係数等の環境性能が向上するよう、調達する自動車の仕様書の条件設定に留意する。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 14 年 1 月 4 日から施行する。

(旧依頼の廃止)

2 平成9年4月10日付け出納局長、企業庁管理局及び警察本部総務部長あての環境部長依頼「七都県市指定低公害車の導入促進協力について」

附 則

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この方針の改正前に調達を計画した自動車で、予算上の制約などにより、改正後の基本方針の調達基準により調達することができない場合は、なお従前の例により調達することができる。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和4年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 この方針の改正前に調達を計画した自動車で、予算上の制約などにより、改正後の基本方針の調達基準により調達することができない場合は、なお従前の例により調達することができる。

別表1 (車両総重量3.5トン以下の自動車)

調達優先順位	区分	
1	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車	
2	ハイブリッド自動車(九都県市指定低公害車であること)	
3	九都県市指定 低公害車	平成30年基準超低公害車 (ECOプレミアム)
4		平成30年基準優低公害車 (ECOエネルギー+)又は(ECOクリーン+)
5		平成30年基準良低公害車 (ECO)
6	最新の排出ガス規制を満足するもの	

別表2 (車両総重量3.5トンを超える自動車)

調達優先順位	区分	
1	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車	
2	ハイブリッド自動車(九都県市指定低公害車であること)	
3	九都県市指定	平成21年基準超低公害車
4	低公害車	平成21年基準優低公害車
5	最新の排出ガス規制を満足するもの	